

発行所

株式会社FPシミュレーション

大阪市中央区備後町2-4-6

Tel :06-6209-7678

編集発行人:税理士 三輪 厚二

Fax :06-6209-8145

端株の一括処分

Q : 株券の電子化に伴う端株の取扱いは、どのようになりますか？

A : ケースによって取扱いが違います。

【解説】

来年から実施される株券の電子化に伴ない、上場会社は端株を消却させなければならないことになっています。

消却方法には、①株式分割と単元株制度を導入して端株を整数株にする方法、②端株の買増請求、買取請求をして一括処分する方法がありますが、それぞれ次のように取り扱われることとなっています。

① 株式分割と単元株制度を導入して端株を整数株にする方法

この方法は、株主には影響がありませんが、発行株式総数が増えてしまうというデメリットがあります。

② 端株の買増請求、買取請求をして一括処分する方法

この方法は、端株を消去するため、端株主に課税上の影響が出る場合があります。具体的には、上場会社は端株主から買取請求がない場合、その請求がない端株総数を市場価格で買受けをして、端株主にその端株に応じた金銭交付をすることになりますが、一定の要件に該当しますと、その金銭交付がみなし配当に該当することがあり、この場合には、所得税と住民税併せて10%の源泉徴収がなされます。

どちらの方法が採られるかは、会社によって違います。

